

## 大磯町携帯電話基地局の設置等に関する条例 逐条解説

### (目的)

第1条 この条例は、携帯電話基地局の設置等に関し、事業者が近隣住民に対して事前に配慮すべき事項、設置計画等の手続、その他事項を定めることにより、町民と事業者との紛争を未然に防止することで、安全で安心なまちづくりをめざすことを目的とする。

### 【趣旨】

本条は、本条例の制定目的を定めるものです。

### 【解説】

令和4年5月に「大磯町の携帯電話中継基地局に関する陳情書」が大磯町議会に提出され、審議の結果「採択」となったことが、本条例の制定に向けた起点となっています。

その後、議会や陳情者とのヒアリング等の経過を踏まえ、電波による健康への影響に関して、町民の不安解消と近隣住民との紛争を予防する観点から、令和4年11月に電気通信事業者6社に対して、「大磯町内における携帯電話等基地局の設置に係る要請文」を発出しました。

そして、令和6年5月には、携帯電話基地局をめぐる健康被害の訴えが全国で報告されているという実情を踏まえ、携帯電話基地局を設置する際には住民説明会を開催してほしいという主旨の「西小磯の携帯電話中継基地局に関する陳情書」が再び大磯町議会に提出され、「趣旨了承」という審議結果となりました。

さらに令和7年3月には、大磯町議会に「携帯電話中継基地局条例制定についての請願」が提出され、審議の結果「採択」となっています。

このような経過を辿り、本条例の制定を進めることになりました。

本条例は、携帯電話基地局の設置等をするに関して、事業者が近隣住民等に対して事前に説明する責任を明確にするとともに、町民と事業者との紛争を未然に防止することで、安全で安心なまちづくりをめざすことを目的として定めています。

### 【参考】これまでの経過

年月	内容
令和4年6月	「大磯町の携帯電話中継基地局に関する陳情書」が提出され「採択」
令和4年11月	「大磯町内における携帯電話等基地局の設置に係る要請文」を発出
令和6年6月	「西小磯の携帯電話中継基地局に関する陳情書」が提出され「趣旨了承」
令和7年3月	「携帯電話中継基地局条例制定についての請願」が提出され「採択」

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 携帯電話基地局 携帯電話端末その他これらに類するデータ通信用の機器相互間の通信を中継する送受信兼用の設備（主として屋内又はトンネルの通信状況を改善するためのもの及びWi-Fiのアクセスポイントに係る諸設備を除く。）をいう。
- (2) 事業者 携帯電話基地局の設置又は改造（当該携帯電話基地局の形状又は出力を変更することをいう。以下同じ。）をしようとする携帯電話通信会社をいう。
- (3) 土地所有者等 土地を所有する者又は建築物の全部若しくは一部を所有し、若しくは占有する者をいう。
- (4) 近隣住民 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者をいう。
  - ア 既存の建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）に携帯電話基地局を設置又は改造（以下「設置等」という。）をするとき 設置等をする携帯電話基地局からの水平距離が当該携帯電話基地局の地上からの高さの2倍に相当する範囲内における土地所有者等であつて、当該建築物等の敷地に隣接する土地に係る土地所有者等であるもの
  - イ ア以外のとき 設置等をする携帯電話基地局からの水平距離が当該携帯電話基地局の高さの2倍に相当する範囲内における土地所有者等
- (5) 紛争 携帯電話基地局の設置等が住環境に及ぼす影響により、近隣住民と事業者との間に生じた民事上の争いをいう。
- (6) 調整 紛争中にある近隣住民と事業者（以下「紛争当事者」という。）との間に協議の場を設けるとともに、双方の主張を整理し、その意思の合致に導くよう努めることをいう。

**【趣旨】**

本条は、本条例における用語について、その意味を明確にし、解釈に疑義が生じないように定めるものです。

**【解説】**

(第1号)「携帯電話基地局」

「携帯電話基地局」とは、一般的に携帯電話と呼ばれるスマートフォンや、タブレット端末などのデータ通信用の機器相互間の通信を中継する送受信兼用の施設を指します。

主として屋内やトンネルの通信状況を改善するためのもの、また、Wi-Fiのアクセスポイントに係る諸設備は除きます。

なお、アクセスポイントに係る諸設備とは、Wi-Fiに接続するための無線接続器を備えた機器、Wi-Fi接続サービスが提供されている場所を指します。

(第2号)「事業者」

「事業者」とは、携帯電話基地局の設置又は改造をしようとする携帯電話通信会社を指します。現時点では、携帯電話通信会社である株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、UQコミュニケーションズ株式会社、楽天モバイル株式会社、Wireless City Planning株式会社の6社を想定しています。

なお、「改造」とは、基地局のアンテナ本数の増設及び形状変更、また、出力の増加や減少に伴う行為を指します。

#### (第3号)「土地所有者等」

「土地所有者等」とは、大磯町内の範囲内における土地の所有者及び一般住宅、集合住宅、事業所、公共施設等の所有者や、それらの施設を占有している者を指します。

#### (第4号)「近隣住民」

「近隣住民」とは、設置又は改造（以下「設置等」といいます。）をしようとする携帯電話基地局からの水平距離が、その携帯電話基地局の地上からの高さの2倍に相当する範囲内における土地所有者等（第3号）であり、その敷地に隣接する土地に係る土地所有者等を指します。

また、上記以外の場合は、設置等をする携帯電話基地局からの水平距離が当該携帯電話基地局の高さの2倍に相当する範囲内における土地所有者等を指します。

#### (第5号)「紛争」

「紛争」とは、携帯電話基地局の設置等が住環境に及ぼす影響が原因で、近隣住民（第4号）と事業者（第2号）との間で生じた民事上の争いを指します。

なお、本条例における「紛争」は、近隣住民と事業者といった私人間での争いを想定しているため、刑事を除く民事上の争いに限定しています。

#### (第6号)「調整」

「調整」とは、紛争（第5号）中にある近隣住民と事業者との間に、紛争を解決するための協議の場を設け、双方から意見を聴取するなどした上で主張を整理し、その意思の合致に導き、紛争を解決するように努めることを指します。

なお、協議の場を設け紛争の調整にあたる者は、本条例第11条に規定している町長となります。

(町の責務)

第3条 町は、近隣住民と事業者との紛争を未然に防止するための施策を実施するものとする。

**【趣旨】**

本条は、本条例における町の責務について定めるものです。

**【解説】**

町は、近隣住民と事業者との間に紛争やトラブルが生じることがないように、必要な施策を実施していく責務があることを示しています。

本条例における事業者の責務（第4条）及び近隣住民の責務（第5条）を、事業者と近隣住民に対して周知するとともに、それぞれの責務を十分に理解していただく必要があります。そのために、事業者には近隣住民の意見を聴くとともに、本条例に定める事務手続きを適切に遺漏なく執行することに努めることを求めています。また、近隣住民に対しては、事業者による説明をまずは真摯に受け止め、十分に検討することで紛争の防止に努めることを求めています。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、携帯電話基地局の設置等をしようとするときは、近隣住民の意見を聴き、紛争の防止に努めなければならない。

2 事業者は、携帯電話基地局の設置等をしようとする場合において、近隣住民に学校、児童福祉施設その他の施設で規則に定めるものの土地所有者等が含まれるときは、当該施設の管理者の意向を尊重するよう努めなければならない。

**【趣旨】**

本条は、本条例における事業者の責務について定めるものです。

**【解説】**

(第1項)

近隣住民の意見を聴き、真摯に対応することがトラブルや紛争の防止につながると考えます。事業者はそのことを十分に留意し、携帯電話基地局の設置等をしようとするときは、事前に近隣住民の意見を聴き、紛争の未然防止に努めることを求めています。

(第2項)

近隣住民に学校、児童福祉施設などの土地所有者等が含まれる場合は、当該施設の管理者の意向を尊重するように努めることを求めています。

規則で定める意向確認が必要な施設は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設です。

なお、当該施設の管理者とは施設を管理する責任者を指しますが、事業者から意向を確認された際には、管理者だけの意見ではなく、その施設の職務に従事する方や利用者の意見も反映することが望ましいと考えます。

《参考1》学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条

この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

《参考2》児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項

この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び里親支援センターとする。

(近隣住民の責務)

第5条 近隣住民は、事業者による説明について検討を行い、紛争の防止に努めなければならない。

**【趣旨】**

本条は、本条例における近隣住民の責務について定めるものです。

**【解説】**

事業者からの説明の方法は、近隣住民への説明会、戸別訪問による説明、書面等の配布など様々なケースが想定されますが、近隣住民は、まずは事業者からの説明を真摯に受け止め、十分に検討することで紛争の防止に努めることを求めています。

なお、事業者の説明が十分ではなく内容に納得し難い場合には、本条例第8条「近隣住民への説明等」の規定により説明会の開催を求めることができます。

(自主的な解決)

第6条 紛争当事者は、相互の立場を尊重し、互譲の精神をもって、その紛争を自主的に解決するよう努めなければならない。

**【趣旨】**

本条は、紛争当事者である近隣住民と事業者が、自主的な紛争の解決に努めることを定めるものです。

**【解説】**

本条例においては、紛争が生じた場合には、まずは紛争当事者である近隣住民と事業者との間で、協議し解決することを前提としています。そのため、お互いが双方の立場を尊重し、互譲の精神をもって自主的な紛争の解決に努めることを求めています。

※ 「互譲」とは、互いに譲り合うことを指し、問題解決の際に紛争当事者双方が譲歩し解決を図ることを意味します。

(計画書の提出)

第7条 事業者は、新たに携帯電話基地局の設置等をしようとするときは、当該設置等の工事に着手する日の60日前までに、規則で定めるところにより、当該設置等の工事の計画書を町長に提出しなければならない。

2 事業者は、前項の規定により提出した計画書の内容を変更したときは、変更後の計画書を町長に提出しなければならない。

**【趣旨】**

本条は、携帯電話基地局の設置等に関して、事前に事業者が町に計画書を提出する責務について定めるものです。

**【解説】**

(第1項)

事業者は、新たに携帯電話基地局の設置等をしようとするときは、設置等の工事に着手する日の60日前までに、工事の計画書を町長に提出することを求めています。

設置工事の内容及び事実確認を含め、庁内での事務手続きや、その後の近隣住民への説明の期間を考慮し、工事に着手する日の60日前としています。

本条例施行規則で定める町指定の様式で計画書を提出するものとし、計画の内容（設置場所等、高さ）、電波に関する内容、説明実施期間、施工者、工期予定について記載するものとします。

(第2項)

事業者は、本条第1項の規定により提出した計画書の内容を変更したときは、変更後の計画書を改めて町長に提出することを求めています。変更後の計画書の提出における期間は特に定めませんが、上記の手続き等に支障をきたすことがないように運用します。

なお、変更後の計画書の様式は、本条第1項に規定する様式を準用します。

(標識の設置)

第8条 事業者は、近隣住民に携帯電話基地局の設置等計画の周知を図るため、規則で定めるところにより、当該設置等計画の概要を記載した標識を当該工事を行う周辺に設置しなければならない。

**【趣旨】**

本条は、携帯電話基地局の設置等に際し、事業者が近隣住民に対して工事の周知を図るために、計画の概要を記した標識を設置することについて定めるものです。

**【解説】**

事業者は、携帯電話基地局の設置等に際して、近隣住民に携帯電話基地局の設置等計画の周知を図るため、設置計画の概要を記載した標識を工事を行う周辺に設置することを求めています。これは、「携帯電話基地局の設置場所をあらかじめ知りたい」という町民からの要望を受けて規定しました。

標識の規格は、縦横それぞれ90cm以上とし、1枚以上設置するものとします。

本条例施行規則で定める町指定の様式を用いて標識を設置するものとし、計画概要、建築主、工事監理者、工事施行者、標識設置年月日、工事責任者の連絡先を記載するものとします。また、標識は、本条例第7条の計画書の提出後、速やかに設置するものとします。

なお、標識は、見やすい場所に設置し、雨風のため容易に破損しないように作成するとともに、表示した文字が不鮮明にならない塗料等を使用することとします。

(近隣住民への説明等)

第9条 事業者は、第7条第1項の計画書の提出後、規則で定めるところにより、近隣住民に当該工事の計画の概要を説明し、周知に努めるとともに、近隣住民の理解を得るよう努めなければならない。

2 事業者は、近隣住民から前項の説明について説明会の開催を求められたときは、これに応じるよう努めなければならない。

3 事業者は、説明会を開催するにあたっては、開催予定日の7日前までに、近隣住民に対し、説明会を開催する旨並びにその日時及び場所を書面をもって周知するものとする。

4 事業者は、第1項又は第2項の規定により近隣住民に説明したときは、当該説明の結果を記載した報告書（以下「報告書」という。）を規則で定めるところにより、町長に提出しなければならない。

#### 【趣旨】

本条は、事業者が携帯電話基地局の設置等に係る計画書を提出した後に、近隣住民に対して工事の概要を説明し、理解を得るよう努めることを定めるものです。

また、近隣住民からの説明会の開催の求めに応じるよう努めることを定めるものです。

#### 【解説】

##### (第1項)

事業者は、本条例第7条第1項の計画書を町に提出した後に、近隣住民に対して工事計画の概要を説明・周知し、近隣住民の理解を得るよう努めることを求めています。

近隣住民への説明は、近隣住民への説明会、戸別訪問による説明、書面等の配布など様々なケースが想定されますが、事業者が近隣住民に対して直接説明することが望ましいと考えます。ただし、やむを得ない理由があるときは、書面等の配布その他の確実な方法により、本人に対する説明に代えることができるものとしします。

なお、町が必要と認めるときは、事業者は携帯電話基地局の設置等に関する説明に必要な資料を提供するものとしします。

近隣住民に説明する事項としては、携帯電話基地局の設置等計画の内容、携帯電話基地局から発信する電波に関する内容、工事中の安全対策とします。

##### (第2項)

事業者は、近隣住民から説明会の開催を求められたときは、これに応じるよう努めることを求めています。その際、近隣住民ができるだけ参加可能な開催日時及び開催場所等を調整するなど、近隣住民に配慮することが望ましいと考えます。

##### (第3項)

事業者は、説明会の開催にあたっては、開催予定日の7日前までに説明会を開催することや、開催日時や場所を書面で周知することを求めています。

ここで言う書面とは、郵送もしくは戸別のポスティングを想定しています。町内の広報掲示板は、近隣住民が認知できない可能性があることから適当ではないと考えます。

近隣住民への周知期間を十分に設けるために、開催予定日の7日前としています。

(第4項)

事業者は、本条第1項又は第2項の規定により近隣住民に説明したときは、当該説明の結果を記載した報告書を町長に提出することを求めています。

本条例施行規則で定める町指定の様式で報告書を提出するものとします。

報告書への記載事項は、計画の内容（設置場所等、高さ）、意向の確認が必要な施設の有無、意向の確認が必要な施設がある場合はその施設の名称、説明の期間、説明対象者数、説明の方法・日時・状況等とし、説明を行った時の資料、説明を行った範囲が分かる資料を添付して提出することとします。

(報告書の開示等)

第10条 町長は、前条第4項の報告書の開示を当該近隣住民から求められたときは、これに応じるものとする。

2 町長は、前条第4項の報告書の提出があったときは、当該報告書を一般の閲覧に供するものとする。

**【趣旨】**

本条は、本条例第9条第4項の報告書の開示を近隣住民から求められたときは、町長は報告書の開示に応じるとともに、一般の閲覧に供することを定めるものです。

**【解説】**

(第1項)

町長は、本条例第9条第4項の規定による報告書の開示を近隣住民から求められたときは、報告書の開示に応じることを示しています。ただし、大磯町情報公開条例（平成9年大磯町条例第13号）の規定により非公開とする事項については開示しません。

(第2項)

町長は、事業者から本条例第9条第4項の報告書の提出があったときは、報告書を一般の閲覧に供することを示しています。ただし、大磯町情報公開条例（平成9年大磯町条例第13号）の規定により非公開とする事項については開示しません。

(調整の申出等)

第11条 紛争当事者は、第6条の規定による自主的な解決に努めても、なお紛争の解決に至らないときは、当該紛争の調整を町長に申し出ることができる。

2 町長は、紛争当事者の双方から紛争の調整の申出があったときは、これを行う。

3 町長は、前項の規定にかかわらず、紛争当事者の一方から紛争の調整の申出があった場合においては、相当な理由があると認めるときは、意見聴取の場を設けこれを行うことができる。

4 第1項の申出は、当該紛争に係る工事の着手前に行わなければならない。

5 町長は、調整のため必要があると認めるときは、紛争当事者に対し、当該調整に係る協議の場への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### 【趣旨】

本条は、本条例第6条の自主的な解決に努めても紛争を解決することができない場合は、その紛争の調整を町長に申し出ることができ、その申し出を受けた町長は、その調整にあたることを定めるものです。

### 【解説】

#### (第1項)

紛争当事者間での協議等により紛争を解決することができない場合には、紛争当事者は、町長に対して紛争の調整を求めることができます。ただし、紛争の解決は、紛争当事者である近隣住民と事業者との間で協議し解決することを前提としていますので、安易に申し出ることとは適切ではありません。

なお、町長への申出は、本条第3項に定めるように制限はありますが、紛争当事者の双方どちらか一方が申し出ても構いません。

#### (第2項)

町長は、紛争当事者の双方から紛争の調整の申出があった場合は、理由の如何にかかわらず、その申出に応じて調整を行うこととなります。紛争当事者の一方から紛争の調整の申出があった場合には、本条第3項の規定が適用されます。

#### (第3項)

町長は、紛争当事者の一方からの紛争の調整の申出があった場合は、相当な理由があると認めただけの場合のみ意見を聴く場を設けて調整を行うことができます。

なお、「相当な理由」とは、本条例第4条の事業者の責務や第5条の近隣住民の責務、また、第8条の近隣住民への説明等の規定に反する行為が明らかな場合などを想定しています。

#### (第4項)

本条第1項に定めるように、紛争当事者間での協議等により紛争を解決することができない場合には、紛争当事者は、町長に対して紛争の調整を求めることができますが、紛争の調整の申出は、該当する工事の着手前に限ります。

これは、紛争の調整には、意見聴取や資料収集に一定の期間を要すると考えており、工事の着手後では携帯電話基地局の設置等の中止や廃止を、事業者に求めることが難しいと考えるためです。また、始められた工事の中止や一時中断することにより、事業者に対して不利益を与えることも考えられますので、紛争の調整の申出は、工事の着手前に限るとしています。

(第5項)

町長が紛争の調整を行う際に、調整に必要な場合には、紛争当事者の協議の場への出席や意見の聴取、また、必要な資料の提出などを求めることができますとしています。

なお、紛争当事者は、紛争を解決する観点から、意見聴取や資料提出などの町長からの求めには積極的に応じる必要があります。

(調整の打ち切り)

第12条 町長は、調整によって紛争当事者間の合意が成立する見込みがないと認めるときは、これを打ち切ることができる。

**【趣旨】**

本条は、本条例第11条の規定による町長による紛争の調整によっても、紛争当事者間の合意が成立する見込みがないと判断する場合は、紛争の調整を打ち切ることができることを定めるものです。

**【解説】**

町長は、本条例第11条に定める協議の場を設けての意見聴取や、資料提出による調整などを尽くしても紛争当事者間の歩み寄りが見られない場合や、歩み寄りが難しいと判断する場合は、紛争当事者間の紛争の調整を打ち切ることができるとしています。

なお、紛争の調整を打ち切るという判断は、個々の事案ごとに判断することになりますが、「双方に全く歩み寄りがない場合」や、「双方が歩み寄っても、なお主張に乖離がある場合」などを想定しています。

(調整の非公開)

第13条 調整に係る一切の事項は、紛争当事者以外の者には、原則として非公開とする。

**【趣旨】**

本条は、紛争の調整に係る一切の事項は、紛争当事者以外の者には、原則として非公開とすることを定めるものです。

**【解説】**

紛争の調整に係る事項については、近隣住民の個人情報や、事業者の生産活動上のノウハウに関する情報など、公開することにより、個人や法人に不利益を与えると認められる情報も多く含まれることが想定されるため、非公開としています。

(計画廃止の届出等)

第14条 事業者は、第7条の規定により提出した計画書に掲げる計画を廃止するときは、町長にその旨を届け出るとともに、近隣住民に対しその旨を周知するものとする。

**【趣旨】**

本条は、事業者が本条例第7条の規定により提出した計画書に掲げる計画を廃止するときは、町長にその旨を届け出るとともに、近隣住民に対して周知することを定めるものです。

**【解説】**

事業者は、本条例第7条の規定により提出した計画書に掲げる計画を廃止するときは、町長にその旨を速やかに届け出るとともに、近隣住民に対して周知することを求めています。

本条例施行規則で定める町指定の様式で廃止の計画書を提出するものとします。

廃止届出書への記載事項は、計画の内容（設置場所等、高さ）、計画届出書届出年月日、廃止理由とします。

また、近隣住民に対しては、任意の様式で書面をもって周知するものとし、郵送もしくは戸別のポスティングを想定しています。町内の広報掲示板は、近隣住民が認知できない可能性があることから適当ではないと考えます。

(勧告)

第15条 町長は、次の各号のいずれかに該当する事業者に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる。

- (1) 特別な理由がないにもかかわらず、第4条第1項に規定する近隣住民への説明及び意見の聴取に努めない事業者
- (2) 第7条の規定による計画書の提出をせず、又は虚偽の記載をした計画書を提出した事業者
- (3) 第9条第4項の規定による報告書の提出をせず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した事業者

**【趣旨】**

本条は、町長が本条の各号のいずれかに該当する事業者に対して、必要な措置を講ずることを勧告することができることを定めるものです。

**【解説】**

(第1号～第3号)

町長は、本条第1号から第3号の内容に該当する事業者に対して、必要な措置を講ずるよう勧告することができることを示しています。

本条例は、携帯電話基地局の設置等をすることにに関して、事業者が近隣住民等に対して事前に説明する責任を明確にするとともに、町民と事業者との紛争を未然に防止することで、安全で安心なまちづくりをめざすことを目的としています。そのため、町、事業者、近隣住民の間に築かれる信頼関係が最も大切であると考えます。

勧告により改善しない場合の罰則等は設けていませんが、三者の信頼関係を失墜するような行為を抑制するという意味でも本条項を規定しています。

なお、勧告は、町長名の文書により行います。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

**【趣旨】**

本条は、本条例の施行について必要な事項は、町長が別に規則で定めることを定めるものです。

**【解説】**

本条例に定めるもののほか、本条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則により定めることとして  
います。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行し、同年5月31日以降に設置等の工事に着手する携帯電話基地局に適用する。

**【趣旨】**

本条例の施行期日を定めるものです。

**【解説】**

本条例は、令和8年4月1日から施行します。

なお、条例の内容についての周知期間や、計画書の提出などの事務手続きの期間を考慮し、令和8年5月31日以降に設置等の工事に着手する携帯電話基地局に適用することとしています。